

## 告 示

### 埼玉県告示第四百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十一号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

本庄市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業本庄公共下水道

#### 三 事業施行期間

平成十七年三月十六日から令和九年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

##### ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十一号、平成二十八年埼玉県告示第二百六十二号の事業地に、本庄市児玉町字清水、字思池、字大道北、字大道南、字大道、字中道、字大天白、字上久美塚、字中久美塚、字下久美塚、字大久保、字水渕、字下中島及び字見馴川を加える。